

「特殊詐欺被害対策機能付き」電話機等購入補助金のご案内

高齢者を中心に被害が増加している振り込め詐欺などの特殊詐欺や悪質商法から、市民の皆様のご大切な財産を守るための対策として、「特殊詐欺被害対策機能付き」電話機等購入設置に対する補助金を交付します。

補助対象者（次の要件を全て満たすもの）

- ① 市内に住所があり、機器購入日において満65歳以上であること
※申請手続きは同一世帯の方が行うことができます。
- ② 本人及び同一世帯に属するものが、本市の市税を滞納していないこと

対象機器

事前に登録していない電話番号からかかってきた電話に対して注意を促し、会話の内容を録音することを自動的に相手に伝える機能のあるもの（詳細は裏面参照）

※市内の業者から購入してください。

補助金額

購入及び設置費用の2分の1で上限5,000円(100円未満切捨て)

※ナンバーディスプレイ契約にかかる費用、使用料は、ご自身の負担となります。

申請方法

次の書類をそろえて、高梁市役所市民課、各地域局または各地域市民センターへ提出してください。

- ① 申請書（市役所窓口、ホームページからダウンロード可能）
- ② 領収書（品名、型番等が記載されているもの）の写し
- ③ 保証書の写し

※購入後1か月以内に申請してください。3月に購入するときは年度内に申請してください。

※年度内の予算上限に達したときは、受付を終了することがあります。



【問合せ先】

高梁市役所 市民課 市民協働係

電話 0866-21-0254

FAX 0866-22-9370

mail shimin@city.takahashi.lg.jp

対 象 機 器

※以下のすべてに該当するものが対象です。

- ①事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促す機能がある。
- ②着信の相手に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能がある。
- ③被害を引き起こす可能性のある電話の着信を自動的に切断する機能がある。
- ④補助対象者が居住する住宅に設置すること。
- ⑤市内に事業所を有する事業者から購入すること。

<参考>

全国防犯協会連合会の推奨する「優良防犯電話推奨品目録」をご覧ください。